

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

- 第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針
- 第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成
- 第3 防犯マニュアル（例）
- 第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト
- 第5 事故情報等の収集

第2章 新興感染症編

第3章 事故編

- 第1 大規模な停電
- 第2 爆破予告等における処理事例
- 第3 交通事故への対応

第4章 テロ、NBCR災害編

- 第1 テロ行為
- 第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）
- 第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

第5章 弾道ミサイル編

- 第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒等が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- 児童・生徒等や教職員の命を守ること。
- 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- 万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

学校独自の校内の安全確保に関する学校危機管理計画（防犯編）（以下、「防犯マニュアル」という。）の作成について、文部科学省は、次の4点の作成上の留意点を示している。

- 文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- 警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- 各学校の特性・実態に応じたものとする。
- 具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

『学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月発行・文部科学省）』から特に、実効性を高めるためには、

- ・ 職員室が2階にあり、1階の教室に不審者侵入の場合は危険度が増す、校舎の構造上、特別教室の裏が死角になりやすい、など自校の課題を明確にする。
- ・ 上記の課題を補うため、不審者に対する施設上の独自の弱点箇所を継続的に、教職員の巡視等を行うなど、学校独自の危機管理体制を構築する。
- ・ 保護者・地域社会・関係機関の実態に応じて、連携を図る上での留意点を共通理解する。など、実際に対応する教職員が、自校の実態に即した学校独自のマニュアルを作成することが必要である。

また、学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要である。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりやすいので注意が必要である。

1 校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

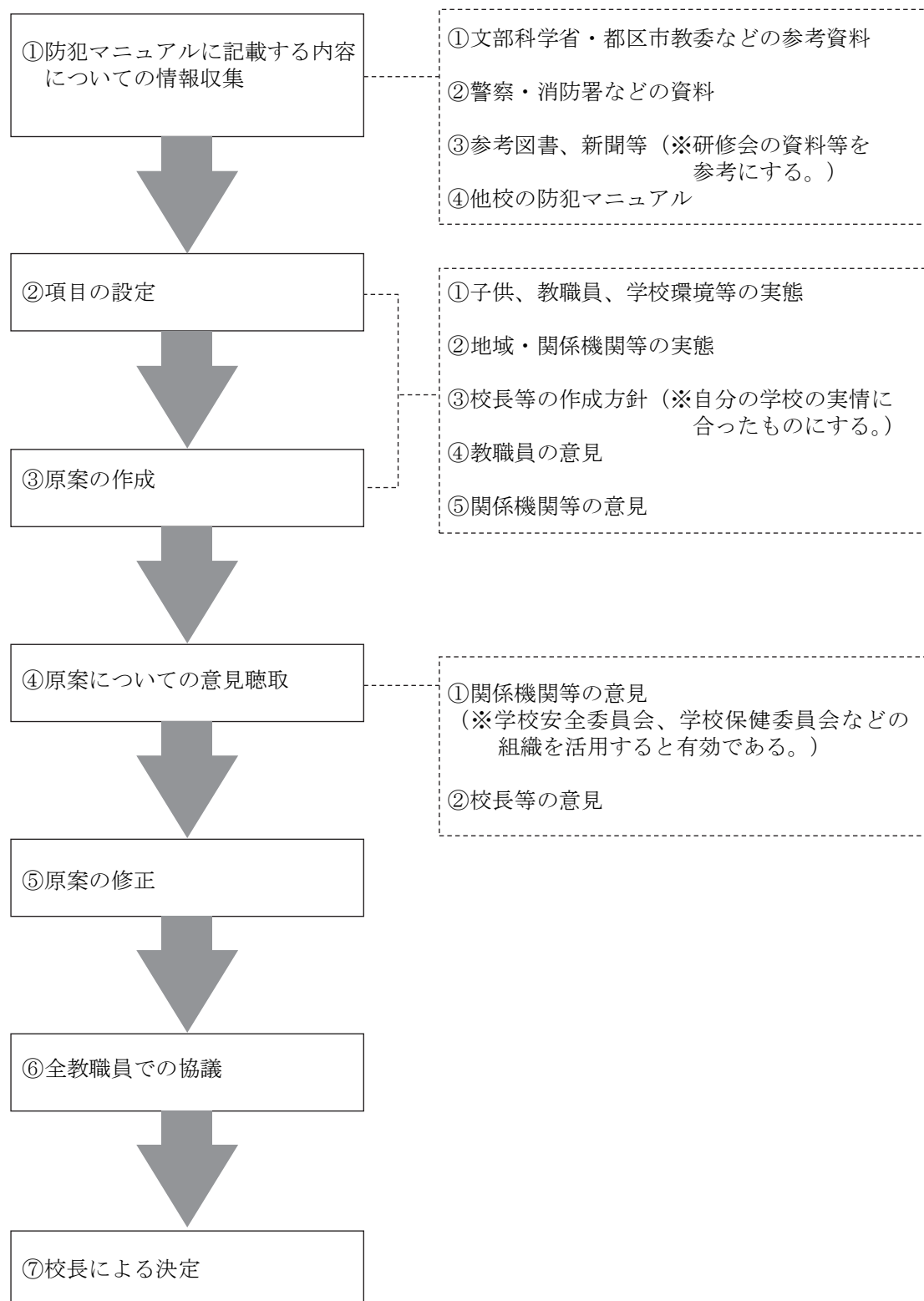
- (1) 校内の防犯に関する危機管理の具体的な方法及び教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立する。
- (2) 防犯マニュアルの作成等を通して、学校の危機管理の問題点を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識や対応能力の向上を図る。また、訓練などを通して定期的に見直すことにより、その学校の危機対応の全体的なレベルを高める。

(3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

2 防犯マニュアル作成の手順

自然災害における学校危機管理計画の作成（２７ページ 第１「計画の作成」参照）に準じて、安全担当者（主幹・主任）を加えた学校危機管理委員会において、各学校の実態や地域等の実情を的確に把握し、それに合った防犯マニュアルを作成する。

【作成の手順例】



3 防犯マニュアル作成の観点と内容例

各学校が作成する防犯マニュアルに記載する事項は、各学校の実態や地域の実情等によって異なるが、基本的には、次のような点に留意し、内容を検討する。

- 危機対応に当たっての基本的な考え方や重点に関すること。
- 安全教育及び研修の実施に関すること。
- 緊急事態発生時の緊急対応組織や各係の役割に関すること。
- 不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
- 施設・設備等の使用等に関すること。
- 的確な情報の収集や提供等に関すること。
- 家庭や地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
- 心のケアに関すること。
- 教育活動再開に関すること。
- その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、次のような内容を盛り込むことも考えられる。

- 対応の手順一覧表
- 児童・生徒等の保護者引き渡しに関すること。
- 通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
- 関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
- 防犯用器具等に関すること。
 - ・ 種類と使い方並びに使用に当たっての留意点等について
 - ・ 防犯用器具などの配置図等
- 記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒等の引き渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
- 応急手当の方法並びにそれに必要な用具等の保管場所など
- 教職員への緊急連絡の方法など
- 不審者チェックの仕方など
- チェックリスト
 - ・ 危機管理の取組状況を点検するもの
 - ・ 発生時等に必要な対応をしたかどうか点検できるもの

また、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持ち、この3段階のチェック体制を具体化する対策として、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などの観点からの対策についても記載する。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童・生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切である。

来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておく。

また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておくこと。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記する。

学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあると思われる。

そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要である。

4 防犯マニュアル作成に当たっての配慮事項

防犯マニュアルは、実際に機能し、児童・生徒等の安全が確保される対応が迅速・的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変に対応できるものにしておくことが大切である。そのため、作成に当たっては、現実には起こりうることを想定するとともに、平素は教職員がいろいろな場所にいることを想定した上で、突然に発生する事件・事故に対応できるものにしておかなければならない。

そのためには、次のような点に配慮することが大切である。

- 児童・生徒等の安全確保を最優先にしたものにする。
- 職員室等で情報が集中管理できるとともに、可能な限り教職員等が情報を共有できるような内容とする。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の実情にあったものにする。
- 日常の勤務状態からスムーズに担当・班の業務につくことができるものにする。
- 各担当・班が連携を図りながら対応できるものにする。
- 関係機関、教育委員会等の意見も参考にしながら作成する。
- 多様な事態に対応できるものにする。
 - ・教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中等における事件・事故発生等
- 不審者が侵入した場合、登下校などに起こりうる様々な状況を予測し、対応できるものにする。
- 突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合にも対応できるものにする。
- あまり複雑でなく、全ての教職員等に分かるものにする。

5 防犯マニュアルの改善

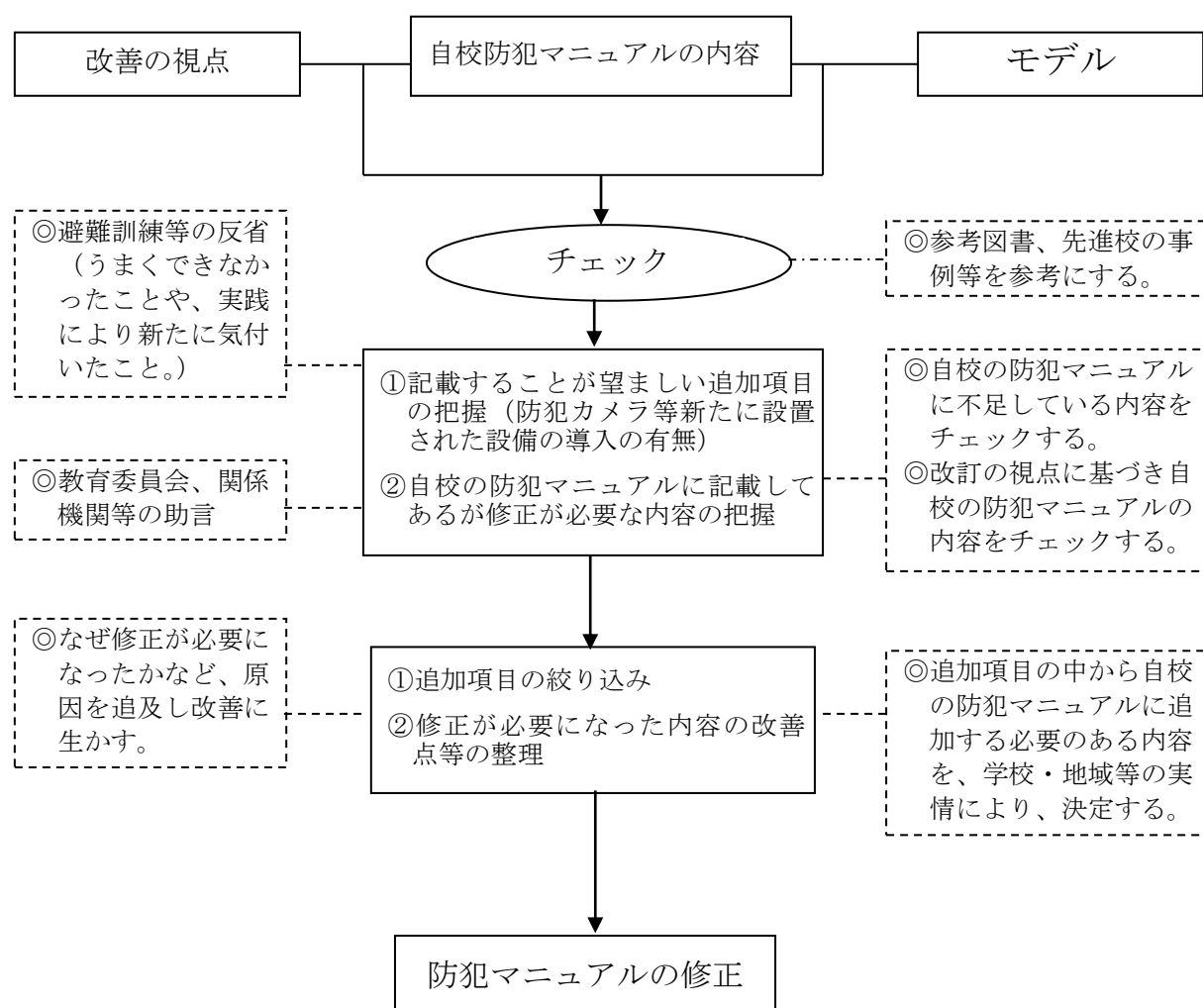
危機への対応は容易ではない。学校の実態や地域の実情は様々であり、その捉え方により防犯マニュアルの内容は変わってくる。また、完璧であると思った防犯マニュアルが、防犯避難訓練を行って見たところうまく機能しない場合がある。

したがって、機能するかどうか定期的に訓練等を通してチェックするとともに、より迅速・的確な対応を行うために必要な事柄を追加するなど、改善しながら、より実効性のある防犯マニュアルにしていけることが大切である。

(1) 改善の視点

- 危機管理の目的を達成するために必要な内容が網羅されているか。
- 機能する組織・体制であるか。また、各係の業務を迅速・的確に行うために必要なことが記載されているか。

(2) 改善のための手順 毎年度末など定期的に、次のような手順で、改善する必要がある内容等を整理し、適切に改善を図り、より実効性のある防犯マニュアルにすることが大切である。



『1～5 参考 元文部科学省スポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄氏による防犯教室指導者講習会配布資料から』

※なお、本資料は、全体を通して、島根県雲南市立三刀屋小学校長木次勝義氏の資料を参考とし、一部改変している。

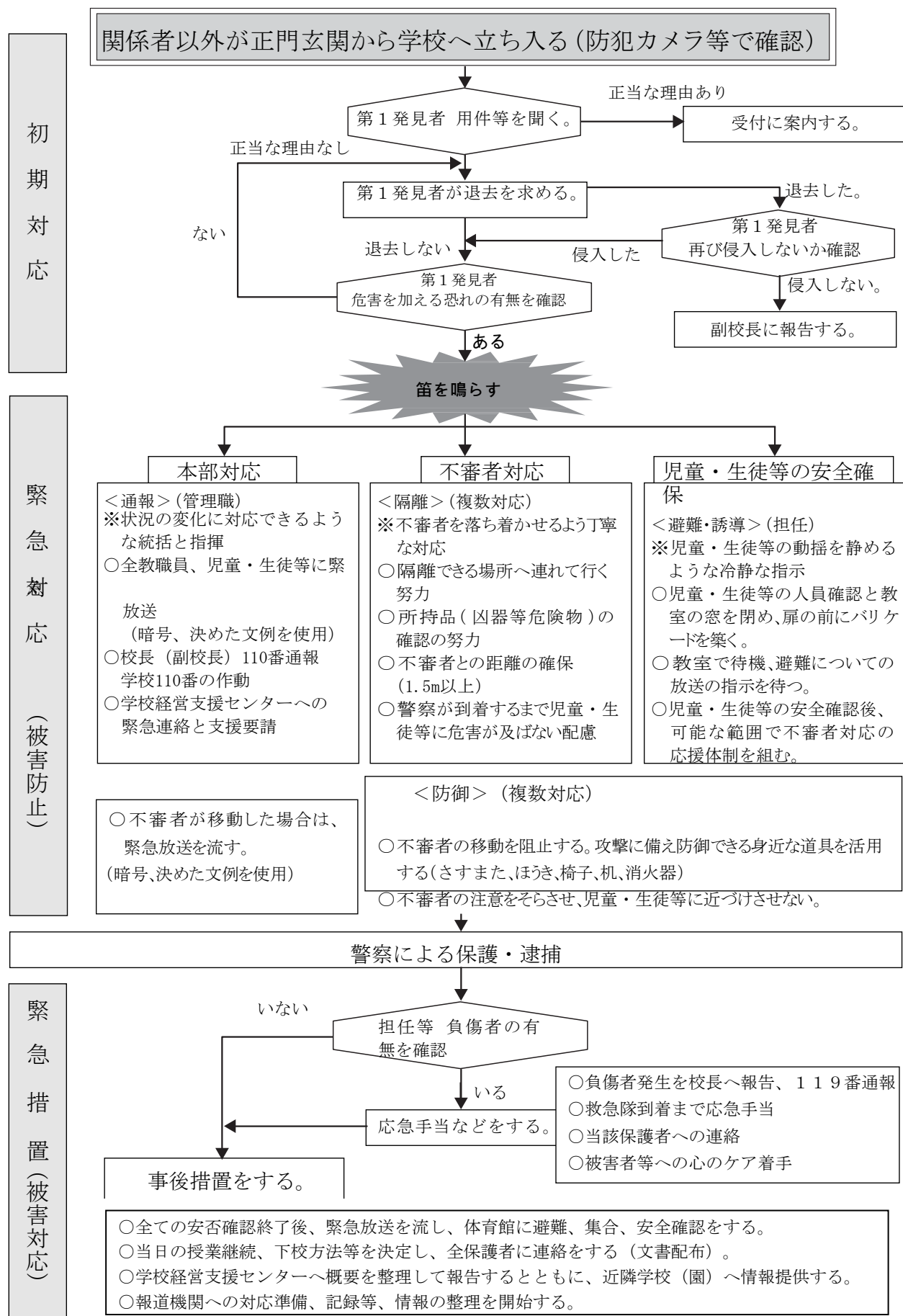
第3 防犯マニュアル（例）

1 日常の安全確保

登校時	巡回担当	① 始業前の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時は、〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ③ その際、児童・生徒等の登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	受付	① 遅刻した児童・生徒等は、正門横の通用口から登校させる。 ② 受付（経営企画室）で児童・生徒等の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示するとともに、職員室へ報告する。 ③ その際、児童・生徒等と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告するとともに、「教員用地域安全マップ」（副校長前に掲示）に記入する。 ② 通勤時に児童・生徒等の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には副校長に報告する。※ 事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業時・休憩時	巡回担当	① 授業時間及び休み時間中の校内巡視は、必ず「笛」を携帯し、校内巡視当番表により〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③ 死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④ さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	受付	① 校内からの退校は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※ 特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③ 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらう。 ④ 用件終了後、受付で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける。
	教員	① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒等の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※ 特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 - 要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④ 出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。
<不審者情報があつた場合の対応について>		○受付からの一報の場合 ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 ・「内容」情報提供者の名前・連絡先を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 ※集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。

下 校 時 ・ 放 課 後	巡回担当	① 下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時の下校時刻は、基本的に、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。 ③ 〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ④ 放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。 ⑤ 放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	① 学級活動等により残留する児童・生徒等の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ② 下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

2 不審者侵入時対応（全校種対応例）



※不審者情報の共有…不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておく必要があります。

チェック 1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童・生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応 2 に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

（1）来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

（2）声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童・生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

（3）正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。

教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応 1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうになった場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。

自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童・生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。

【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。
※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。

対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童・生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童・生徒等を避難させるか判断します。隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童・生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。

【4】児童・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る必要があります。児童・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童・生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童・生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童・生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

● 局番なしの「110」

● 落ち着いて、例えば

「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」

● その後は、質問に答える形で

・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。

※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

対応3 児童・生徒等の安全を守る

児童・生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童・生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童・生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童・生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童・生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配意しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある

る場合は、児童・生徒等を教室等で待機させます。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）

- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童・生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童・生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童・生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童・生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童・生徒等の搜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック 2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童・生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童・生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童・生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるので、分担場所を決めて校内を探します。

（1）職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童・生徒等が安心できるような声を出しながら搜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

（2）負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛けることが必要です。

（3）負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。（救急車に同乗するのは、搬送される児童・生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。）

（4）全ての児童・生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

（5）必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応 4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

（1）救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。

（2）負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。

- 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童・生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童・生徒等には、心のケアも必要となります。

3 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

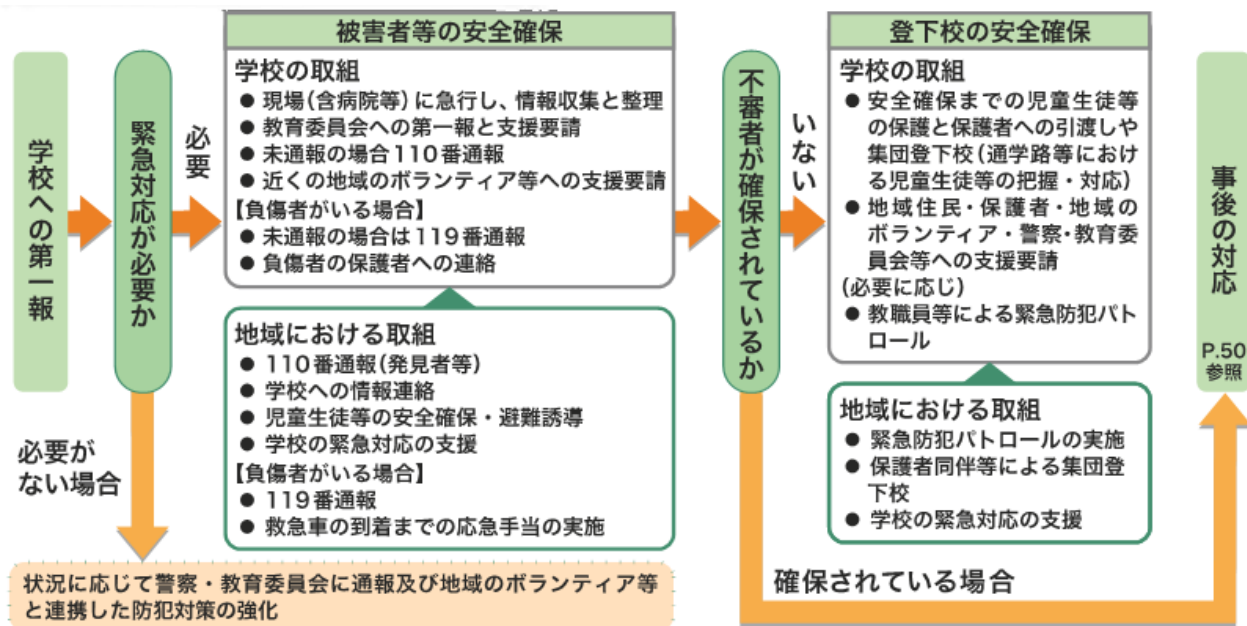
登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。

(1) 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。



＜把握する情報の例＞

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか ■ 110番通報したか ■ 負傷者はいるか
- 119番通報したか ■ 周囲にほかの児童・生徒等はいるか

● 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童・生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校中の児童・生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童・生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

＜学校の取組＞

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童・生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。

児童・生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）

不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童・生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。

- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童・生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

＜警察に確認するポイント＞

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童・生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか
- 安全が確認されるまで、児童・生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・登校前の場合には必要に応じて自宅待機
 - ・下校前の場合には、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・登下校中の場合には、警察等に早急に児童・生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼

- 児童・生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童・生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。

第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「A：行っている B：おおむね行っている C：不十分である D：全く行っていない」とし、CとDの場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

〔日常の安全確保〕

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評価	改善の手立て
Ⅰ 活用できる「〇〇学校防犯マニュアル」の作成	1 学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。		※ 時期、方法などを記入（以下、同様）
	2 防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものにしているか。		
	3 年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。		
Ⅱ 学校安全に関する校内体制の整備	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。		
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備しているか。		
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。		
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。		
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。		
Ⅲ 教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。		
	2 安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。		
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。		
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。		
	5 児童・生徒等の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。		
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。		
Ⅳ 不審者侵入防止のための来訪者の確認	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。		
	2 使用しない門扉の施錠をしているか。		
	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。		
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。		
	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。		
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評価	改善の手立て
V 管理下における安全確保の体制 (1) 登下校時	1 児童・生徒等に対して、通学路を通して登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。		
	2 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。		
	3 2について、児童・生徒等とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒等や保護者への注意を喚起しているか。		
	4 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒等に周知しているか。		
	5 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。		
(2) 学校で	1 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒等の状況を把握しているか。		
	2 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。		
(3) 遠足や校外学習、学校行事等	1 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。		
	2 児童・生徒等への事前の安全指導を徹底しているか。		
	3 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。		
(4) 学校公開時	1 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。		
	2 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。		
	3 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。		
	4 校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、PTAや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。		
VI 児童・生徒等に対する安全教育（防犯教育）の充実	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒等や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。		
	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒等に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか。		
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。		
	4 児童・生徒等が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。		
	5 児童・生徒等に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。		
VII 施設・設備の点検、整備	1 校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に行っているか。		
	2 通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評価	改善の手立て
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
Ⅷ 関係機関等との連携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。		
	2 「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。		
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒等の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。		
Ⅸ 保護者や地域への啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。		
	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。		
	3 各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。		
	4 毎日の学区域の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。		

〔緊急時への体制整備〕

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評価	改善の手立て
Ⅰ 周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。		
	2 緊急時の児童・生徒等の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。		
	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒等や保護者が周知しているか。		
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。		
	5 P T Aや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評価	改善の手立て
Ⅱ 不審者の侵入など緊急時の体制	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。		
	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。		
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができているか。		
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒等の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒等の安全確保を確実にできているか。		
	5 負傷者がした場合、迅速に応急処置、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
	6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。		
	7 直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。		
	8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。		
	9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		

『リーフレット「子どもの命は大人みんなで守る」(東京都教育委員会)から』

第5 事故情報等の収集

1 子供を事故から守る環境づくり

東京都子供政策連携室では、産官学民連携の下、エビデンス・ベースの予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進している。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/suisin-team/kodomowojikokaramamoru>

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」

こちらのホームページでは、平成13年度から平成23年度に、学校の管理下で発生した児童・生徒等の事故・災害について調査し、負傷・疾病についてまとめた統計資料を掲載している。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/kanrika/tabid/3025/Default.aspx>

第2章 新興感染症編

通常の季節性インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルスなどの流行は、集団で活動する場である学校において感染拡大を起こしている。集団で活動する場である学校においては、感染が起こることはなかなか避けたいが最小限に抑えることが大切である。未知のウイルスの場合、ほとんどの人が免疫をもっていないため爆発的な流行が起こる可能性が高い。

学校においては、日常的に手洗いの励行等を行い感染予防するとともに児童・生徒等の健康状況を注意深く観察し、発熱等が見られた場合は保護者に連絡の上、医者に受診させるなどの速やかな対応を行うことが大切である。

1 平成21年の新型インフルエンザの流行を振り返って

平成21年に世界中で大流行した新型インフルエンザ（A(H1N1)pdm09）は、幸いにも強毒性ではなかったものの日本国内における医療機関の受診者数は2,068万人と通常の季節性インフルエンザと比較すると2倍以上の受診者数となった。このことから分かるとおり、多くの人が罹患経験のない感染症は大流行となることが考えられる。

死亡者数についてみると198人で、通常の季節性インフルエンザの死亡者数の多い例では約1万人が死亡していることからみても、また、新型インフルエンザの各国の死亡率の比較でも、低いものだった。ちなみに、日本の死亡率は10万人当たり0.16であり、一番高かった米国は3.96、次いでカナダの1.32、日本の次に低いドイツでも0.31であった。東京都でみると更に低く、0.08となっている。このことは、医療水準が高いほど死亡率も低いという傾向を示しているといえる。

さらに、日本国内の1医療機関当たりの患者数でみるとピーク時には全国平均で39.63人のところ東京都では28.03人であった。人口比でみると東京都の医療機関受診者数は比較的低かったことになる。人口や物流の集中を考えたとき、東京都においては非常にうまく感染の拡大を抑えたといえる。東京都においては、学校で流行の初期段階から手洗いうがいの励行、毎日の検温や臨時休業（学校閉鎖等）の基準を早期に示し、学校閉鎖中は不要不急な外出を控えることなどを徹底したことも効果があったのではないかと考えられる。

これらの経験から、未知のウイルスは大流行する可能性が非常に高いが、感染の拡大と死亡者を最小限に抑えることは可能であると考えられる。平成21年においては手洗い等が徹底されたため、感染性胃腸炎の流行はほとんど起こらなかった。

2 地域で発生した場合

「教育庁BCP（事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞2011年1月」では、都内で強毒性のインフルエンザが発生した場合は、原則として都立学校は閉鎖するとともに区市町村に対しても公立学校の閉鎖を要請するものとしている。

ただし、地域での罹患状況や毒性を勘案して、どの範囲まで学校閉鎖をするかを判断することとしている。他の新興感染症に関しても新型インフルエンザの場合と同様な対応が取られるので、学校経営支援センター及び学校健康推進課と連絡を密に取るようにする。

3 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合

新型インフルエンザが国内発生する前であり、学校において発熱等があり医者にかかった結果、新型インフルエンザと判明した場合は、速やかに学校医、学校の所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。連絡後、学校健康推進課の指示に従い学校閉鎖等を検討する。その他の新たな感染症についても同様である。初動対応については、次のような取組により感染拡大を防ぐように努めるものとする。

(1) 病名が判明する前にすべきこと

- ・ 発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。体温計による体温測定を行う。また、当該児童・生徒等の症状を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- ・ 保護者に連絡を取って、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。高校生等であり自分で帰ることができる状態ならば、保護者に連絡の上帰宅させる。病院に受診した結果を連絡してもらう。
- ・ 吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- ・ 吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗う。
- ・ 吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は

5～6%なので 250 倍に希釈)で浸すように拭き取る(塩素ガスの発生に注意)。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

(2) 新興感染症と判明した場合

- ・ 直ちに、学校経営支援センターと学校健康推進課に連絡を行い、学校閉鎖等を含めた対応に関して、助言・指導を受ける。ちなみに、強毒性の新型インフルエンザの場合は、「教育庁 BCP (事業継続計画) <新型インフルエンザ編>2011 年 1 月」では、原則として学校閉鎖としている。

4 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽(かきん)で流行しているとき

(1) 児童・生徒等が都内で複数の野鳥の死骸を見つけたとき

- ・ 日本国内で鳥インフルエンザが発生した段階から、複数の野鳥が死んでいた場合、絶対に直接手で触れないように児童・生徒等に指導するとともに、学校に連絡するようにさせる。
- ・ 区部の学校では、環境局自然環境部計画課(03-5388-3505)に、多摩部の学校では、多摩環境事務所自然環境課(042-521-2948)に、島しょ部の学校では管轄の支庁に連絡する。

(2) 学校の飼育小屋で家禽(かきん)が複数死んでいた場合

- ・ 学校で飼育している家禽(かきん)が複数死んでいた場合は、上記と同様に絶対に児童・生徒等に直接手で触らせないで、教職員がマスクとビニール手袋を着用した上で処理をする。学校経営支援センター、学校健康推進課及び所管の家畜保健衛生所に連絡する。
- ・ 飼育小屋に関して、日常的に屋根や網の破れがないように整備をしておくことが、野鳥から鳥インフルエンザを家禽(かきん)に感染させないために重要である。

5 新型コロナウイルス感染症対策について

令和元年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となった新型コロナウイルスであるが、わが国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認され、都内では令和2年1月24日に最初の感染者が確認された。

感染症法では、感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し1～5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めている。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から「5類感染症」となった。

法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わっている。

基本的な感染症対策の考え方としては、以下の内容を参考とする。(厚生労働省ホームページ)

<基本的感染対策の考え方>

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨(下記参照)
手洗い等の手指衛生	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避	政府として一律に求めることはしないが、流行期に

「人と人との距離の確保」	において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）
--------------	---

<考慮に当たっての観点>

ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性

※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど

実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果

人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い

他の感染対策との重複・代替可能性 など

<マスク着用が効果的な場面>

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面ではマスクの着用を推奨しています。

その他、新型コロナウイルス対策について、東京都教育委員会では「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」を作成している。新型コロナウイルス対策の詳細については、ガイドラインを確認する。

第3章 事故編

第1 大規模な停電

1 特別支援学校への自家発電設備の設置

- ・ 停電時に、電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための設備として全校に設置しているが、発電機の運転可能時間は、学校によって異なる。
- ・ これらの要所には非常時用コンセントが設置され、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてある。
- ・ 長時間にわたり停電状態が続くことが見込まれる場合、自発呼吸ができない等の児童・生徒等のための電源を確保するため、備蓄しているガソリン（災害時帰宅支援ステーション用のガソリンを含む。）を生命優先に使用するとともに近隣のガソリンスタンドでガソリンを購入するなどの措置を取る。

2 全都立学校への非常用発電機の設置

災害時帰宅支援ステーションとして、停電時の投光用として全都立学校に非常用発電機を設置している。この発電機を避難所用としても活用する。

3 東京電力の対応

病院等の医療施設等や避難所に対しては、優先的に送電を行うとしている。

4 太陽光発電設備の自立運転機能、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備の設置

太陽光発電設備のある都立学校では、停電時、自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電などの電源とすることが可能となる。また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。これらの機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、学校職員は、日頃から、その使用方法をマニュアル等で確認するなどして、その操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

5 エレベーター閉じ込め対策

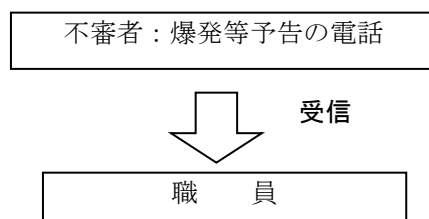
都立学校のエレベーターには、震災時の安全性の確保及び既存エレベーターの閉じ込め防止対策として、安全装置（※1 P波感知型地震時管制運転装置、※2 停電時自動着床装置、※3 リスタート運転機能）が取り付けられている。

なお、全てのエレベーターには、大震災などで万が一ロープが切れた場合に備えて、非常停止装置が付いている。

- ※1 初期微動（P波）を感知すると本震（S波）が到着する前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置である。本震（S波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度4以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。
- ※2 エレベーターが停電により階と階との間に停止した場合に、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する装置である。
- ※3 地震を感知して救出運転中に他の安全装置が作動し階と階との間に停止した場合でも、安全装置が復帰し一定の安全条件が満たされている場合には、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する機能である。

第2 爆破予告等における処理事例

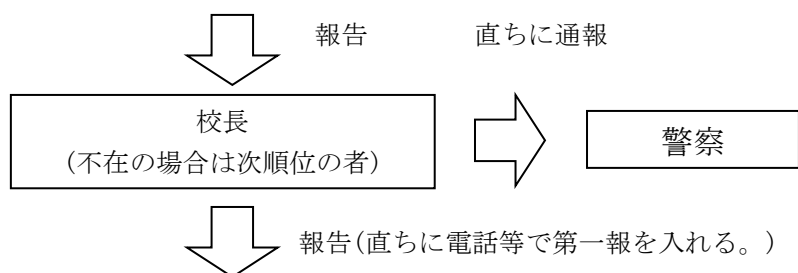
1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（予めサイン等を決めておく）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずら電話と感じた場合でも校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）



（事故発生報告等事務処理要綱による。別添資料3－9－1）

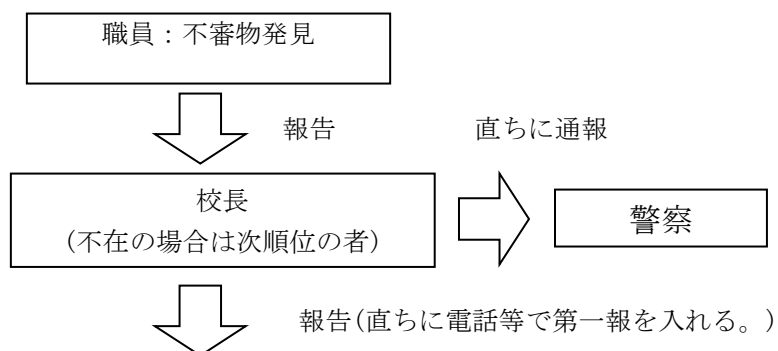
☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。

爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は・・・

- 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で行う。
- 指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

2 不審物(爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いがある物等)を発見した場合



(事故発生報告等事務処理要綱による。別添資料 3－9－1)

- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

【不審物等に対する着眼のポイント】

- 導火線、乾電池、時計の設置
- 火薬等の薬品臭
- 金属や粉のような物が入っている。
- 秒を刻むような音がしている。
- 包装に粉等が付着している。
- 不自然な形状や重さ
- など

第3 交通事故への対応

毎年、多くの児童・生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、適切な管理と教育によって、児童・生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができます。

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します（児童・生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者となった児童・生徒等の気持ちを落ち着かせる
- 周囲にほかの児童・生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童・生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます。

【4】当事者となった児童・生徒等への対応

事故当事者になった児童・生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、児童・生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童・生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童・生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童・生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

2 被害者・加害者にならないための事前の対策

【1】児童・生徒等の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、児童・生徒等の交通事故の実態を把握する（いつ、どこで、どのような事態が発生したのか）ことが出発点となります。特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故やささいな接触事故を含め、頻繁に事故が発生している場合があります。また、不安全行動（横断時に確認しない、一時停止しないなど）がないかなど、児童・生徒等の登下校時の行動を観察し、管理及び教育上の課題を見出すことが重要となります。なお、発生件数が多い傾向にあるのものとして、「7歳前後の飛び出し事故」、「どの校種も1年生の事故」、「中学生・高校生の自転車事故」等が挙げられます。

【2】通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去していく取組が重要です。通学環境をより安全なものにするために、危険箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施します。

【3】児童・生徒等への指導

児童・生徒等が、その発達の段階に応じて、日頃から以下の点について、理解をしておくよう指導する必要があります。

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

（すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど）

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

- ① 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）
- ② 民事上の責任（被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う）
- ③ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）
- ④ 道義的責任（被害者を見舞い謝罪する）

※児童・生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。

※自転車に係る各種保険について周知を行うことも大切です。

【4】効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切です。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となります。また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践してください。

● モデリング

（模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。）

● ミラーリング

（他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。）

第4章 テロ、NBCR災害編

第1 テロ行為

警察庁組織令第40条は、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

この定義によると、テロ行為は、次の三つの要素からなる。

- 政治的又は社会的な目的に裏付けられている。
- 脅威を与え又は威圧することを企図している。
- 非合法的で、武力の行使を伴う。

したがって、政治的、社会的な目的をもたない爆発事件、脅威を与えることを企図しない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などは、大規模なものであってもテロ行為に該当しない。しかし、事件の発生当初は、その目的や企図は不明であることが多いから、「テロ行為」と断定されるのは、事件の全貌がほぼ解明された段階となる。

1 テロ行為の分類

- 核兵器（Nuclear）
- 生物兵器（Biological）
- 化学兵器（Chemical）
- 放射性物質（Radiological）
- 放火（Incendiary）
- 爆発物（Explosive）
- サイバーテロ（Cyber terrorism）

2 テロの標的対象

- (1) 政府又は軍施設
- (2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- (3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- (4) 銃砲、火薬類を保管する施設
- (5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

【出典】「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：（株）ぎょうせい

であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

3 テロが行われる（た）場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に本庁からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 1 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等を発見した場合）」に従って行動する。

第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）

NBCR災害とは

核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological）に起因する災害をいう。ここでは、それぞれの災害の概要と特徴、基本対応を示す。

1 核（物質）による災害

(1) 核（物質）の概要と特徴

ア 概要

- 都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域が含まれていないことから、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低いと考えられる。一方、都内の医療・研究施設には、放射性同位元素などの放射性物質を取り扱っているものが多く存在するが厳しい法規制等の下で、厳密に管理されている。
- 核物質等が盗難などにあった場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるので、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

イ 特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。
- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

(2) 核（物質）テロに対する基本対応

ア 人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じるできないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

イ 災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

2 生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

ア 概要

- 生物剤とは、「微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう」（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。
- WHOでは生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーAとし、カテゴリーAには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

イ 特徴生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

- 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。
- 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- 通常発症しない病気が発現する。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防御できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

3 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

ア 概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

イ 特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

- 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。
- 一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。
- 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。
- 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- 同時多発、広範囲散布の可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

また、東京都各部局は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力を行うこととしている。

4 学校において共通する対応

- 「第3章 第2 爆破予告等における処理事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。
- NBCR災害時には、災害等の状況に応じて、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下、都本部）が設置される場合がある。
- 都本部等は、災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する（住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。）。
- 当該区市町村から協定により避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。
- 児童・生徒等の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示によること。

対策を講じる上での留意事項

- ・ 迅速、確実な情報連絡体制の確立
- ・ 指示（命令）の迅速な伝達と各局の有機的な連携
- ・ 各災害の特性に応じた適切な対策の実施

第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

国内外で大規模テロリズムが発生した場合、警戒レベルごとに点検・警備対応を行い児童・生徒等、都民等の身体・生命及び財産の安全確保を図るため平成23年5月に「教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針」（別添資料2－8）を策定している。

テロが想定される場合は、本指針に基づき校内体制を整え、適切に対応すること。

事故・事件に対しての学校への指示及び情報提供

大規模な事件・事故が発生した際には正確な情報を得て、的確な判断の下に行動することが身の安全を守ることになる。

学校においては、事件・事故に対して正確な情報を得ることが求められ、その手段として「災害時等緊急連絡システム」を活用する。本庁は「災害時等緊急連絡システム」を通して各都立学校に対し、事故・事件に対する学校への指示及び情報提供を行う。

第5章 弾道ミサイル編

第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

近年は、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分な配慮が必要である。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。

（1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

※ 弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けの時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそこに避難する。ただし、校舎の状況や児童・生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討しておくこと。

※ ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のように行動する。

● 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

● 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられる。

（2）様々な場面における避難行動等の留意点

（1）の避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童・生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要である。

ア 学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられる。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられる。

イ 校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められる。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められる。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要である。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められる。
- 児童・生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められる。

ウ 登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められる。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくない。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切である。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切である。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。
- バスに乗っている児童・生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられる。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導をしておくことが大切である。

エ 児童・生徒等が自宅等にいる場合

- 児童・生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要である。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要である。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達される。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するため、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。

- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体で作成している国民保護計画を踏まえて、児童・生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切である。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要である。

2 体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

また、施設の状況や児童・生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要である。このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければならない。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできない。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要である。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的である。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童・生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能である。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切である。

Jアラートを介した情報による状況の把握 ⇒ 安全な場所を判断して避難 ⇒ 姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められる。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守る。一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要がある。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要である。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じた的確に行動できるようにするために、非常に有効である。

【緊急一時避難施設について】

《緊急一時避難施設とは》

ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道、駐車場・駐輪場等）をいう。

《緊急一時避難施設指定の考え方（国のQ & Aから参照）》

弾道ミサイル発射時等において、爆風や破片等からの直接の被害を軽減するために一時的に避難できる場所としてあらかじめ指定するものです。

※地震、風水害等の自然災害における避難所等とは目的が異なります。緊急一時避難施設指定の考え方（国のQ & Aから参照）

《指定対象》

構造が鉄筋コンクリート造（RC造）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の施設又は地下施設

《滞在期間》

場所を提供いただくのは、弾道ミサイル発射後、安全が確認されるまでの1～2時間程度を想定

※過去の事案では、Jアラート（ミサイル警報）の警報情報の発出から安全情報の発出まで10分程度

《指定に伴う負担や義務》

- ・法律上、コスト面や運用面での追加的な負担や義務を施設管理者に課すものではありません
- ・当該施設の職員等に対し、避難者の誘導など新たに何らかの義務を課すことは想定していません
- ・新たに備蓄の義務が生じるものではありません

《指定に当たっての使用条件》

- ・緊急一時避難施設としての利用時間を施設の開錠時間などに限定することも可能
- ・施設の一部のみを緊急一時避難施設として使用することも可